# 大阪府北部を震源とする地震の状況について(第2報)

関西広域連合広域防災局平成30年6月18日

※ \_\_\_\_は第1報からの変更点

#### 1 被害状況(6月18日15時45分取りまとめ)

#### (1) 人的被害

団体名	死亡	重傷	軽傷	その他	合 計	備考
福井県						
三重県		<u>1</u>	1		2	
滋賀県			2		2	
京都府				5	5	負傷。程度不明
大阪府	<u>3</u>			9 5	98	負傷。程度不明
兵庫県			29		29	
奈 良 県						
和歌山県						
鳥取県						
徳島県						
合 計	<u>3</u>	1	32	100	136	

<sup>※</sup>その他については、負傷程度不明の人的被害

# (2) 建物被害

※調査中

### (3) 停電の状況

10時43分 停電解消

# (4) ライフラインの状況

<u>.T/ / 1 / .</u>	<u> </u>			
<u>府県名</u>	区分	<u> </u>		
三重県	水道	四日市市で水道管破損による濁水発生		
大阪府	電気	10:16 府県全域で復旧		
	<u>ガス</u>	108,000件(高槻市、茨木市)供給停止		
	<u>水道</u>	・大阪水道企業団から市町村への供給不能		
		<u>(茨木市、高槻市、箕面市、吹田市、豊中市、枚方市、島本</u>		
		町)		
		・吹田市より循環器病研究センターへの水を自衛隊に要請あ		
		<u> </u>		
	<u>その他</u>	下水道、通信被害なし		
兵庫県	<u>水道</u>	尼崎市11カ所(漏水、濁水)、西宮市、川西市、伊丹市(い		
		ずれも濁水)_		

### (5) 原子力発電所への影響 (関西電力への影響)

原子力プラント及びモニタリングポストの数値に異常なし

#### 2 関西広域連合の対応

#### (1) 広域防災局の体制

7時58分 対策準備室設置 9時30分 先遣隊2名を大阪府庁に派遣 ※引き続き情報収集中

#### (2) ドクターヘリの要請状況

- ・ 5機(京滋ドクターヘリ、大阪府ドクターヘリ、兵庫県ドクターヘリ、徳島県ドクターヘリ、奈良県ドクターヘリ)に出動の待機依頼
- ・ 16:07 大阪府ドクターヘリが、大阪大学病院ヘリポートで、国立循環器病研究 センターの患者をピックアップのうえ、神戸市民病院へ患者搬送
- ・ 16:25 兵庫県ドクターヘリが、大阪大学病院ヘリポートで、国立循環器病研究センターの患者をピックアップのうえ、三重大学病院へ患者搬送

#### (3) 関西広域連合構成団体・連携県の体制

为四四场连口情况 	四体・建設宗の体制 府県の体制
府県名	
福井県	7:58 第2注意配備体制
三重県	9:10 災害対策本部設置
	<u>16:00 災害対策本部廃止</u>
滋賀県	8:00 災害警戒本部設置
	9:30 第1回災害警戒本部会議開催
	15:00 第2回災害警戒本部会議開催
京都府	7:58 災害警戒本部設置
	<u>10:00 災害対策本部設置</u>
大阪府	7:58 災害対策本部設置
	9:30 第1回災害対策本部会議開催
	10:30 第2回災害対策本部会議開催
	13:10 第3回災害対策本部会議開催
兵庫県	7:58 災害警戒本部設置
	9:00 第1回災害警戒本部会議開催
	12:00 第2回災害警戒本部会議開催
奈良県	7:58 災害警戒本部設置
和歌山県	7:58 情報収集体制
鳥取県	9:30 第1回緊急連絡会議開催
	第2回緊急連絡会議開催(時間未定)
徳島県	7:58 情報収集体制
京都市	7:58 災害対策本部設置
大阪市	7:58 災害対策本部設置
堺市	8:40 第1回危機管理センター会議開催
	11:40 第2回危機管理センター会議開催
	14:20 第3回危機管理センター会議開催
神戸市	8:00 災害警戒本部設置
	12:30 各区警戒本部は閉鎖、市警戒本部は継続
関西広域連合	7:58 対策準備室設置

# [参考]

#### (1)地震の概要

発生時刻:6月18日 午前7時58分頃

震 源 地:大阪府北部 マグニチュード: M 6. 1

最大震度:6弱(大阪府大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市)

# (2) DMAT対応状況

厚生労働省より滋賀県、京都府、兵庫県に出動、対応中

#### (3) 自衛隊の対応状況【再掲】

12:00 大阪府から第3師団長あて災害派遣要請 (吹田市国立循環器病センター断水に伴う給水支援要請)

14:00 36普通科連隊 (伊丹) 38名が1tトレーラー5両で給水支援開始

# (4) 災害救助法の適用

・17:30 大阪府12市1町への適用決定